

事務部を置く簡易裁判所の指定について

平成6年7月21日総一第207号高等裁判所長  
官，地方，家庭裁判所長あて総務局長通知

下級裁判所事務処理規則等の一部を改正する規則（平成6年最高裁判所規則第3号）第1条の規定による改正後の下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第24条第3項の事務部を置く簡易裁判所として，下記の裁判所が指定され，いずれも平成6年8月1日から実施されます。

なお，下記の簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から通知してください。

記

東京簡易裁判所，大阪簡易裁判所